

第2次命を守る高崎市行動計画（案）の概要

1. 計画策定の概要

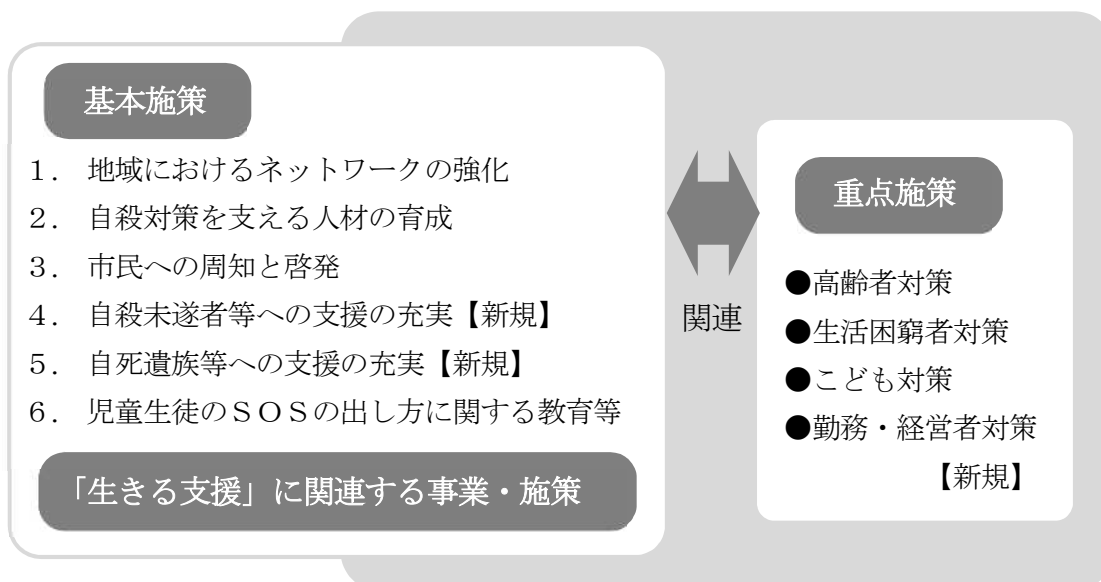
本計画は、自殺対策基本法に基づき、地域の実情を勘案し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、本市の自殺対策について策定するものです。

自殺においては様々な要因や状況・状態が引き金となるため、市民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係部署や関係機関・団体との連携・協力を強化し、より効果的で総合的な自殺対策を推進することを目的として本計画を策定します。

なお、本計画は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年計画です。

2. 計画の概要

「地域自殺対策政策パッケージ」で国が定める6つの基本施策と、その他の事業をまとめた「生きる支援」に関連する事業・施策、重点施策から構成されています。重点施策は、高崎市の現状と、「いのち支える自殺対策推進センター」が集計・作成した地域自殺実態プロファイルに基づき、優先的に取り組むことが推奨される対象群として「高齢者」、「生活困窮者」、「こども」、「勤務・経営者」とします。



※【新規】：前期計画にはなく、第2次計画で新たに位置づけた項目。

重点施策	概要
高齢者	閉じこもりや孤立を予防し、一人ひとりの日々の生活に寄り添った支援、居場所づくりといった地域で支え合うネットワークの強化に取り組みます。
生活困窮者	複合的な問題を抱え社会的に孤立しやすく、自殺リスクの高い状態にあることから、多分野の緊密な連携のもと、生活基盤の安定及び自立を目指して取り組みます。
こども	こどもは、不安や悩みがあっても自分では気づかないことや、助けを求められないことがあるため、家庭・地域・学校が連携しながら、支援を充実させていきます。
勤務・経営者	仕事上の問題や家族関係の悪化、借金等の問題がこころの健康に大きな影響を与えるため、関係機関と連携を図り環境の整備や相談支援体制の充実に取り組みます。